

会議結果のお知らせ

令和6年度第1回川井地域づくり協議会を次のとおり開催しました。

令和6年6月11日

川井地域づくり協議会

1 開催日時

令和6年5月28日(火)午後6時00分から午後7時30分まで

2 開催場所

川井総合事務所 2階 第1会議室

3 会 議

(1) 令和7年度以降の地域自治区・地域づくり協議会について

(2) 令和7年度以降の宮古市地域創造基金について

4 会議の概要

別添会議録のとおり

5 そ の 他

6 問い合わせ先

川井地域づくり協議会事務局 宮古市川井総合事務所

電話0193-76-2112

令和6年度第1回川井地域づくり協議会会議録

1 開催日時

令和6年5月28日（火）午後6時00分から午後7時30分まで

2 開催場所

川井総合事務所2階 第1会議室

3 出席委員（9名）

坂本百洪、長鈴秀夫、橋本聡、尻石光男、横道廣吉、前川登代美、石川巧、中家栄治、去石徹※

※宮古市地域自治区条例第7条第4項の規定に基づき、門馬地域自治振興協議会より出席

4 欠席委員（3名）

中坪徳裕、古舘由季子、川口恵子

5 事務局出席者（2名）

川井総合事務所長 北舘克彦、地域振興係長 嶋崎愛子

6 傍聴者 なし

7 協 議

（1）令和7年度以降の地域自治区・地域づくり協議会について

（2）令和7年度以降の宮古市地域創造基金について

8 結 果

令和7年度以降における（1）地域自治区・地域づくり協議会、及び（2）宮古市地域創造基金の取り扱いにかかる事務局案について協議した。（1）については、おおむね了承。（2）については、方向性についてはおおむね了承となったが、交付年数を3年とした場合、郷土芸能の保存等を目的としている事業は継続が困難であるという意見となった。

質疑応答の要旨は、別紙のとおり。

別紙

(1) 令和7年度以降の地域自治区・地域づくり協議会について

質問・意見	回答
(委員) 住民の意見を聞く場は必要ということだが、総合事務所としての考えは。 (委員) 今後は総合事務所単位で住民の意見を聞きながら地域づくりを行っていく考えは理解するが、合併前の地域間の意見の調整等を市としてどのように図るのか、まずは全体的なところに対しての市の考えを示してもらった方がよい。 (委員) 事務局は総合事務所で行ってほしい。	(事務局) 市の取り組みを効果的に行うには、住民の意見を聞きながら進める必要があるので、現在のような体制は必要と考えている。 (事務局) 委員のご指摘はそのとおりなので、内部で協議のうえ回答したい。

(2) 令和7年度以降の宮古市地域創造基金について

質問・意見	回答
(委員) これまで各地域づくり委員会では地域創造基金を活用しながら様々な活動をしてきた。今後、地域づくり委員会は申請できないということか。 (委員) 市が事務局の団体は予算要求して実施するということだが、予算はつくのか。 (委員) 地域振興センターの職員が各種事務を行ってきたことで事業を行えている部分もある。 (委員)	(事務局) 市が事務局となっている団体については、市の事業として事業費を予算要求すべきとの考えから申請対象外とする案になっている。 川井は他の地域と異なり、地域づくり委員会が地域ごとにあり、地域活動を行ってきたが、他の地域では、例えば自治会の事務局は住民が行っている。現在の案では、より主体的に関わる必要がある。地域づくり委員会の事務局を地域住民とするか、事務局を住民が行う実行委員会等で実施する必要がある。 (事務局) 今実施している事業すべてに予算が付くとは限らない。会費などによって行うべきと判断されるものも出てくると思われる。 (事務局) 地域振興センターは、地域の活動を支援するために設置され、職員も配置されていることから、今後も事務の支援をしていく。 (事務局)

通常枠については交付年数が３年までとのことだが、商売を始めるために補助金を活用する事業ならば、補助は３年までで自立するというのはわかる。郷土芸能は保存を目的に無料で行っている。自立は難しい。 (委員) 郷土芸能の保存は公益性があるといえる。むしろ市に行ってもらいたい。 (委員) これまで会費を集めて行ってきた事業もあるが、人口減少のため、今後は補助金の活用も視野に入れる必要があると考えている。人口減少、過疎地という状況の中で自主財源を確保し自立して継続していくのは難しい。 (副会長) 少額枠については交付年数の制限はないのか。 (委員) 備品になるかどうかの判断はどうすればよいのか。	川井総合事務所としても同様の考えであり、現在行っている事業は継続するだけで精一杯のものもあり、３年で自立するのは難しいということは内部の会議で意見している。改めて意見として伝えたい。 (事務局) 事務局としても、郷土芸能などは保存していくためには市として支援が必要ではないかと考えている。 (事務局) 地域の意見として伝えたい。 (事務局) 継続可能なので、制限はない。 (事務局) 明確な基準はまだ決まっていない。金額で判断することが考えられる。
--	---